

# 三朝町水道指定給水装置工事事業者のみなさまへ

三朝町建設水道課上下水道係から大切なお知らせ

## 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

「水道法の一部を改正する法律」により、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目的に、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

従来の制度で指定を受けられた指定工事事業者のみなさまが引き続き本町の指定を受けるには、指定の更新申請が必要となります。

### 【注意事項】

- 初回の更新手続きについては、各年の有効期限の4ヵ月程度前（5月頃）に、該当指定工事事業者様宛に通知（郵送）します。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。
- 更新に係る手数料として5,000円が必要です。（三朝町水道事業給水条例第29条）
- 期限までに更新の申請が無い場合は、指定が失効しますのでご注意ください。
- 他市町の水道事業者の指定を受けている指定工事事業者は、その水道事業者ごとに指定更新申請が必要です。

### 【初回更新までの指定の有効期限】

更新申請の期限は、指定を受けた年月日によって初回の更新までの有効期限が異なります。

三朝町水道事業管理者の指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

### 【指定更新の要件の確認事項】水道法第25条の3（指定の基準）を準用

- 1 給水装置工事主任技術者の選任状況
- 2 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
- 3 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

～その他、以下の4項目についても確認します～  
（更新の要件ではありません）。

- 1 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 2 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- 3 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- 4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

申請に係る様式のダウンロード、各事業者の指定有効期限等の確認は三朝町ホームページ（建設水道課）からも可能です。

三朝町 建設水道課



【問い合わせ先】  
三朝町建設水道課 0858-43-3502